

令和9年度社会福祉施設等施設整備費補助金交付の概要

○補助根拠 香川県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(〔国〕社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱)

○補助対象 社会福祉法人等が行う県内施設整備

※高松市内の施設に係る整備は、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除き、高松市が実施主体となるため、県による補助の対象外

※法人格によって対象となる施設の種別が異なるため、詳細については県要綱別表①参照

※概算設計段階のものが対象であり、既に工事が始まっているものは対象外

○補助率 総事業費の3/4 (うち、国費 2/3、県費 1/3)、ただし補助基準額が上限

※補助対象事業費を100とした場合、負担割合は国 50、県 25、事業者 25

※事業(施設)の種類によって補助基準額が異なるため、詳細は国要綱別表 3-1 等を参照

※新築・改築等にあたらない、大規模修繕の基準額については「〔国通知〕社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」を参照

○補助事業のスケジュール目安 (国の予算措置の状況で変わります)

<補助対象年度の前年度(令和8年度)>

7月 施設整備事業補助金交付希望調査(メール等で施設整備等の計画照会実施)

8~9月 調査結果を元に、交付対象となりうる事業か具体的計画のヒアリング等実施

10月 県審査会

12月以降 協議書提出案内

<補助対象年度(令和9年度)>

4~6月 厚生労働省による協議(審査)

7月頃 <不採用の場合>交付金交付なし

<採用の場合>内示→交付申請手続き→交付決定(内示後から事業着手 OK)

※交付決定以降 **2月末**までに事業を完了させること

※随時、状況報告書類提出・審査実施あり

(設計審査、工事中間調査、工事完了検査、実績報告など)

※事業完了後、実績報告後に補助金交付